



不法就労・不法滞在防止にご協力を！

室
だ
よ
り

◎ 不法就労外国人を雇用しないために

不法残留等の不法滞在者に対して不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。

～ 事業主のみなさんへお願い ～

◇ 外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書（希望する外国人に交付される。）等をコピーではなく実物で在留資格、在留期間を確認してください。



◇ 留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。

◇ 在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

以上の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。

不明な点がある場合は、最寄りの警察署又は名古屋出入国在留管理局に問い合わせ確認してください。

西尾警察署
室駐在所
南部
0563
(57)0110

侵入盗目的の器物損壊事件発生！

5月4日、家武町地内にて勝手口扉の窓ガラスをドライバー様のものこじ破ろうとした器物損壊事件が発生しました。

侵入、物品の被害はありませんでしたが泥棒が深夜徘徊している可能性があります。

戸締りはもちろんのこと、センサーライトの設置や、一室明かりをつけておくなどの防犯対策をお願いします。

また不審な人物を見かけた際は110番通報をお願いします。

